

## 資料

# 国際商品協定の現状と課題

## はじめに

国際商品協定は、一次產品9品目につき①価格の過度の変動の防止と②長期的にみた需給の拡大均衡の達成を主要な目的として生産国、消費国との間で締結された協定である。しかし現存の国際商品協定は、かねてから必ずしも円滑に所期の目的を達成してきたとはい難く、また本年10月末のいわゆる「錫ショック」発生以降はその存在意義自体にも疑問が投げかけられている。

本稿は、現行国際商品協定の内容を簡単に概観するとともに、その問題点および今後の展望等につき若干の検討を加えたものである。

## 1. 国際商品協定の概要

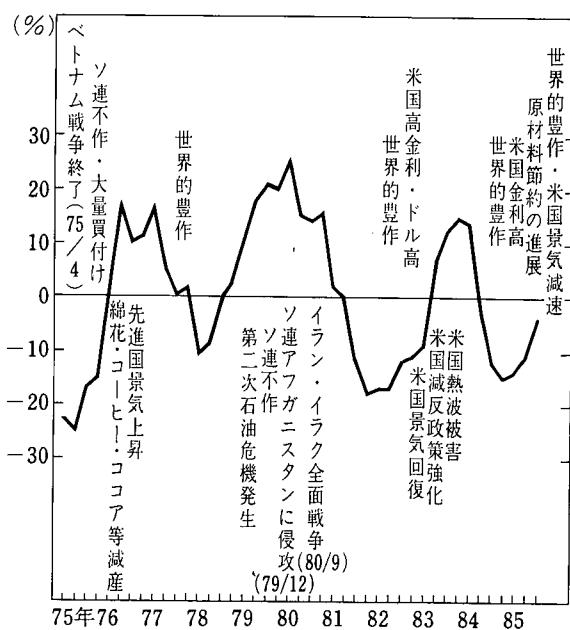
[第1図]

一次產品市況の推移——ロイター指數

(S D R 建換算前年比)

### (1) 主要国際商品協定の概要

一次產品価格は、これまで幾度となく急騰、急落を繰返し、生産国の経済運営上多大の不確実要因となってきたばかりでなく、消費国の物価等の面に対しても大きな影響を与えてきた(第1図)。その基本的な原因は、一次產品の需要、供給(とくに供給)の短期的な価格弾力性がきわめて小さい(注1)、天候、国際情勢の変化等により需給が大きくシフトすることであり、いきおい需給を均衡させるために必要な価格変動も大き



(注1) 例えば、コーヒーは植樹から収穫まで3年、非鉄金属は開発着手から採掘まで5～10年を要し、価格の上昇が直ちには供給の増加につながらない。

なものとならざるを得ない。したがって一次産品にとって価格変動幅はいわば「宿命」ともいえよう。国際商品協定は、こうした価格変動をなだらかなものとし、需給の長期的な拡大均衡を図るため、生産国、消費国の双方により締結された協定である。

現在、世界には9つの国際商品協定が存在しているが(小麦、砂糖、錫、コーヒー、ココア、天然ゴム、ジュート、熱帯木材、オリーブ)、わが国はこのうちオリーブを除く8協定に加盟している。もっとも、これら8協定のうち小麦、砂糖、ジュート、熱帯木材の4協定は、もともと、価格安定機能(経済条項)を持たず、当該商品に関する統計作成や研究開発等を行うにとどまっており、さらに一応、経済条項を有しているココアも、83年以降は資金繰り難から市場介入を停止しているため、これまで実際に価格安定のために機能してきた協定は錫、コーヒー、天然ゴムの3協定にとどまっている(第1表)。なお、砂糖は84年末までの前次協定では、経済条項を有していたが、ECの輸出枠を巡って生産国同士が対立したため、今次協定(85年1月～87年12月)では経済条項を欠くに至ったものである。

## (2) 価格安定機能(経済条項)の仕組み

上記3協定における価格安定メカニズムは、緩衝在庫を用いた市場介入と輸出制限の2つに大別されるが、現行協定のうち、この2つの機能を合わせ持つのは錫のみであり、コーヒーは輸出制限機能を、また天然ゴムは緩衝在庫制度を持つに過ぎない。国際錫協定が最も優れた協定と呼ばれているのは、この点をとらえたものである。以下では、錫協定を中心に価格安定機能の内容をみるとする(その他の商品については第2表参照)。

### (市場介入)

市場介入とは、協定加盟国全体で構成する理事会が緩衝在庫管理官を任命し、同管理官が理事会の決定した価格帯に従って市場で売り介入、買い介入を行うことにより価格を安定させることである。現行錫協定において緩衝在庫の限度量は、通常在庫2万トン(加盟諸国の政府拠出によりファイナンス)、追加在庫2万トン(倉庫証券等を担保とし、金融機関からの借入れでファイナンス)の合計4万トンと定められている。また、下限価格は現行協定発効(82年7月)以来29.15マレーシア・ドル/kgと定められており、上限価格は下限価格の30%高に設定され

ているほか、上限価格と下限価格の間は、上限価格帯、中間価格帯、下限価格帯の3つの価格帯に等分されている(第3表)。なお、緩衝在庫管理官は現物だけでなく先物売買も行うことができ、市場価格安定のために幅広い裁量が与えられている。

(第1表)

## 国際商品

	当初協定 発効時期	現行協定 (有効期間・年/月)	加盟国(85年9月19日現在)		
			(ex…輸出国) (im…輸入国)	主要生産国 (輸出国)	主要消費国 (輸入国)
国際小麦協定 (IWA)	1949	第8次 (71/7～86/6) *78/7から暫定延長	50か国 (ex. 8+EC) (im. 41+EC)	米国 カナダ オーストラリア	日本 ブラジル エジプト
国際砂糖協定 (ISA)	1954	第6次 (85/1～87/12)	45か国 (ex. 35) (im. 10)	EC(1か国に 換算) オーストラリア ブラジル	日本 米ソ
国際錫協定 (ITA)	1956	第6次 (82/7～87/6)	22か国 (ex. 6) (im. 16)	マレーシア インドネシア タイ	日本 西ドイツ イギリス
国際コーヒー協定 (ICA)	1963	第4次 (83/10～89/9)	75か国 (ex. 50) (im. 25)	ブラジル コロンビア インドネシア	米国 西ドイツ フランス
国際ココア協定 (ICCA)	1973	第3次 (81/8～86/9) *84/9から暫定延長	42か国 (ex. 19) (im. 23)	ブラジル ガーナ ナイジェリア	西ドイツ オランダ ソ連
国際天然ゴム協定 (INRA)	1980	第1次 (80/10～87/9) *85/10から暫定延長	31か国 (ex. 7) (im. 24)	マレーシア インドネシア タイ	米国 日本 ソ連
国際ジュート協定 (IJIA)	1984	第1次 (84/1～89/12)	27か国 (ex. 5) (im. 22)	バングラデシュ インド タ	米国 パキスタン 日本
国際熱帯木材協定 (ITTA)	1985	第1次 (85/4～90/3)	33か国 (ex. 14) (im. 19)	ブラジル マレーシア インドネシア	日本 米国 韓国

(注) この他に国際オリーブ協定が存在するが日本は非加盟。

## (輸出統制)

一方輸出統制は、緩衝在庫が一定水準以上(現行協定では限度量の70%以上<28千トン以上>)に達した場合に、理事会の決定により導入される。各国別の輸出枠決定に際しては、まず四半期ごとの加盟国全体の輸出量を決定し、これを統制開始前1年間の生産または輸出量を基準としたシェア割りで各加盟国に配分している(82年以降実施、現在加盟国全体の四半期輸出許可トン数は22千トン)。

## 協定の概要

経済条項(価格安定機能)		その他の 事項	(参考) 非加盟国にシャドー 主要生産国のシェア(%)		
市場介入	輸出調整等		ソ連	中国	米国
なし	なし	・経済条項欠如。 ・小麦貿易に関する資料統計の年次検討。 ・新協定の検討。	ソ連	12.8	11.7
なし	なし	・第6次協定から経済条項欠如。 ・新協定交渉のための枠組みを提供。 ・統計の作成、情報交換。	エジプト ラジル ソ連	12.8 9.2 8.4	21.7
緩衝在庫	輸出統制		マレーシア インドネシア ボリビア	25.3 14.2 12.2	
なし	輸出割当		ブルガリア コロンビア インドネシア	26.0 15.0 6.3	
緩衝在庫	なし	・83年7月理事会で介入停止を決定(資金切れのため)。 ・現在は情報交換、新協定の交渉が主な機能。	アイボリーコースト ブルガリア ガーナ	24.8 20.8 11.3	
緩衝在庫	なし		マレーシア インドネシア タイ	35.8 27.5 13.9	
なし	なし	・経済条項欠如。 ・「研究および開発」、「市場の拡充」等の開発措置の具備。	インドネシア バングラデシュ イング	46.6 23.4 9.8	
なし	なし	・経済条項欠如。 ・研究開発、市場情報、加工度向上、植林・森林經營等。		n.a.	

(第2表)

## 国際商品協定の

		国際錫協定	国際天然ゴム協定
市場介入(緩衝在庫)	介入主体	国際錫理事会 (緩衝在庫管理官)	国際天然ゴム理事会 (緩衝在庫管理官)
	緩衝在庫 (資金調達方法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦通常緩衝在庫…2万トン (加盟国政府による拠出)</li> <li>◦追加緩衝在庫…2万トン 〔倉荷証券等を担保に金融機関等から借り入れ〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦通常在庫…40万トン (加盟国が現金により拠出)</li> <li>◦緊急在庫…15万トン 〔倉荷証券等を担保とする借入れまたは加盟国による現金拠出〕</li> </ul>
	介入価格の決定	下限価格を理事会が決定。上限価格は下限価格の30%高。その間を3つの等しい価格帯に分割。	理事会がまず基準価格を決定。上(下)方介入価格および上(下)方義務介入価格は基準価格に一定比率を加えて(減じて)決定。
	介入価格の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦理事会が決定(為替が大幅に変動したとき等)。</li> <li>◦85年3月理事会は下限価格での買い支え義務を停止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦18か月ごとに理事会により検討。</li> <li>◦主要4市場の価格から日ごとの指標価格を算定。指標価格の6か月平均が介入価格を上(下)回ったら基準価格を自動的に5%切上(下)げ。</li> <li>◦在庫量が35万トンに達すると基準価格を3%引下げ。</li> </ul>
	その他	緩衝在庫管理官は先物市場でも売買可能。	
	規制の種類	輸出統制	なし
輸出制限	統制期間	原則として四半期	
	統制内容	統制期間中の錫の輸出量を輸出許可トント数の限度内とする。 —82年4月から加盟生産国の四半期ごとの総輸出枠は22千トン。	
	規制の条件	緩衝在庫が一定割合(総枠の70%(28千トン))以上に達した場合、理事会の決議による。	
	国別割当方法	最近の非統制期間1年間の生産または輸出量に比例。	
	輸出制限の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦理事会は統制期間中の総輸出許可トント数の削減はできない。</li> <li>◦ペナン市場価格が12日間32.06M\$/t以上の場合は輸出枠を増加。</li> </ul>	

## 価格安定メカニズム

国際ココア協定	国際コーヒー協定
国際ココア理事会 (緩衝在庫管理官)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 緩衝在庫…25万トン</li> <li>  ただし協定延長の際は10万トンまで追加可能</li> <li>  [加盟国による最初の輸出または輸入の際に課される拠出金で賄うく2¢/lb]</li> </ul>	
理事会が検討。	なし
<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 緩衝在庫の増減により半自動的に上下。</li> <li>  純購入(売)量が10万トンを超えたら価格帯を4¢引下(上)げ。さらに7万5千トンを超えて増加したら再び4¢切下(上)げ。</li> </ul>	
なし	
	輸出割当
	1 コーヒー年度
	指標価格(ニューヨーク、ハンブルグ等の港埠頭渡し価格の15日間平均)が120~140¢/lb の価格帯におさまるように年間輸出量を制限。 —— 85/86年度総輸出枠は58百万袋。
なし	指標価格が連続した30市場日、価格帯の最高価格を3.5%上回らないこと(144.9¢/lb)。
	年間割当枠の7割は固定。3割は各加盟輸出国の在庫量に比例。
	価格帯の最高(低)価格に到達した時は輸出割当量の増加(削減)を行なう(通常1回の増減量は100万袋)。

(第3表)  
緩衝在庫の価格帯

## ○国際錫協定

上限価格	(現物が尽きるまで売操作)	(マレーシアドル/kg)
	上限価格帯 (純売手として緩衝在庫操作が可能)	37.86
	中間価格帯	34.98
	下限価格帯 (純買手として緩衝在庫操作が可能)	32.06
下限価格	(買操作が可能)	29.15

## ○国際天然ゴム協定

上方指示価格		(シンガポール) (セント/kg)
	(上方義務介入価格を下回る) (まで売操作 <緊急在庫も利用可能>)	270.0
上方義務介入価格	(純売手として緩衝在庫操作 が可能)	242.0(+20%)
	(緩衝在庫操作禁止)	232.0(+15%)
基準価格	(緩衝在庫操作禁止)	201.7( 0 )
	(純買手として緩衝在庫操作 が可能)	171.4(-15%)
下方介入価格	(下方義務介入価格を上回る) (まで買操作 <緊急在庫も利用可能>)	161.4(-20%)
		150.0

## ○国際ココア協定

最高価格		(米セント/ポンド)
	(上方介入価格を下回るまで売操作)	160
		146
		106
下方介入価格	(下方介入価格を上回るまで買操作)	100

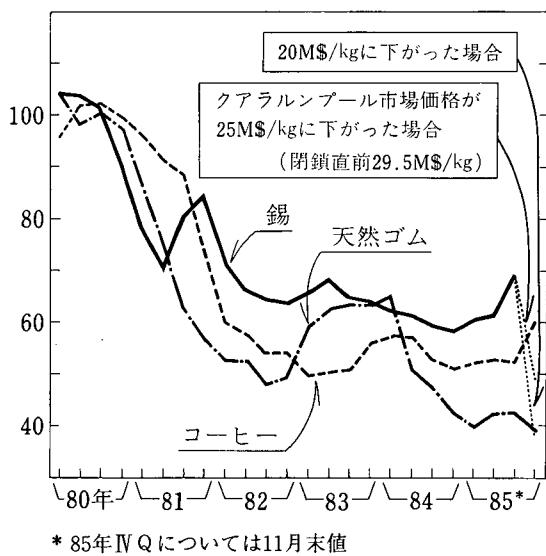
## 2. 国際商品協定の問題点

前記のとおり、現行国際商品協定は価格安定機能を有していないものが多いが、そのこと自体生産国と消費国ないし生産国間の利害調整の困難さを反映したものであることはいうまでもない。しかし、そうしたメカニズムを具備している3商品協定(錫、天然ゴム、コーヒー)についても、必ずしも価格安定の実効を挙

〔第2図〕

## 主要国際商品協定商品の市況推移

(S D R 建、80年平均=100)

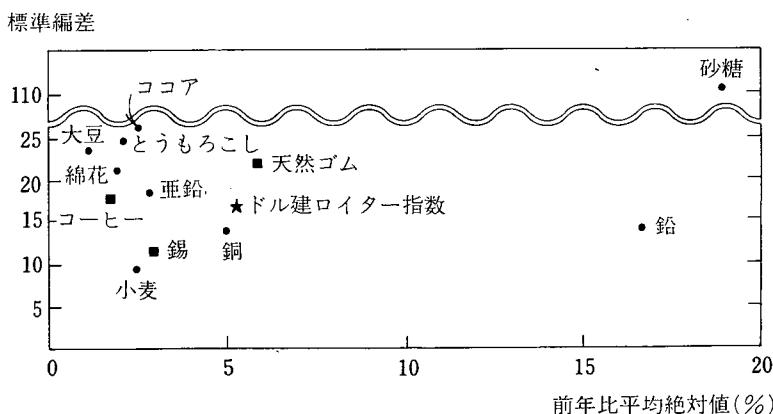


げているとはいひ難い。すなわち、これら3商品とも、市況の変動はかなり大きく(第2図)、また錫を除けば国際商品市況全般に比して変動幅がそう小幅な訳でもない(第3図)。さらにその錫についても、最近まで市況の安定を図ってきた国際錫理事会が10月24日、資金繰り悪化から買支え停止を宣言し、行き詰まりを露呈するに至っている(同理事会の買支え停止を受け、L M Eは同日、またクアラルンプール市場は翌25日、錫取引を停止した)。

そこで、以下ではこれら3協定の価格安定メカニズムがなぜ有効に機能しないのかを商品別にみてみよう。

〔第3図〕

## 最近の市況比較

(ドル建、80年I Q～85年III Q、前年比<sup>(注)</sup>)

(注) 各品目のドル建価格(四半期平均)の前年比を計算し、その平均の絶対値を横軸に、標準偏差を縦軸にプロットして作図したもの。原点に近いほど変動が少ないことを表わす。

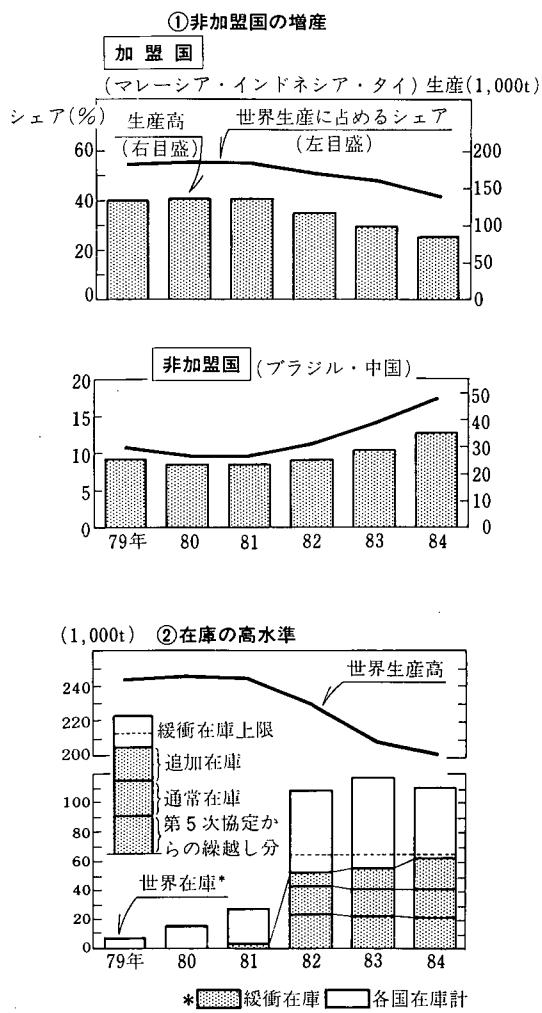
## (錫)

錫協定の抱える第1の問題は、大手生産国が非加盟であり、かつ増産を行っていることである。すなわち、協定加盟国が現在実施中の輸出統制の下で毎期減産を進めているのに対し、協定非加盟国は、もともと外貨事情の悪化等から増産意欲が強いうえ、緩衝在庫管理官の市場介入から増産による市場値崩れの懸念もなかったため、むしろ82年以降年々増産に拍車がかかってきた。このため、非加盟国の生産シェアは81年までの30%未満から最近では50%を越えるに至っている(第4図①)。

第2の問題点は協定価格が上記の需給実勢を無視して高値に維持されたため、

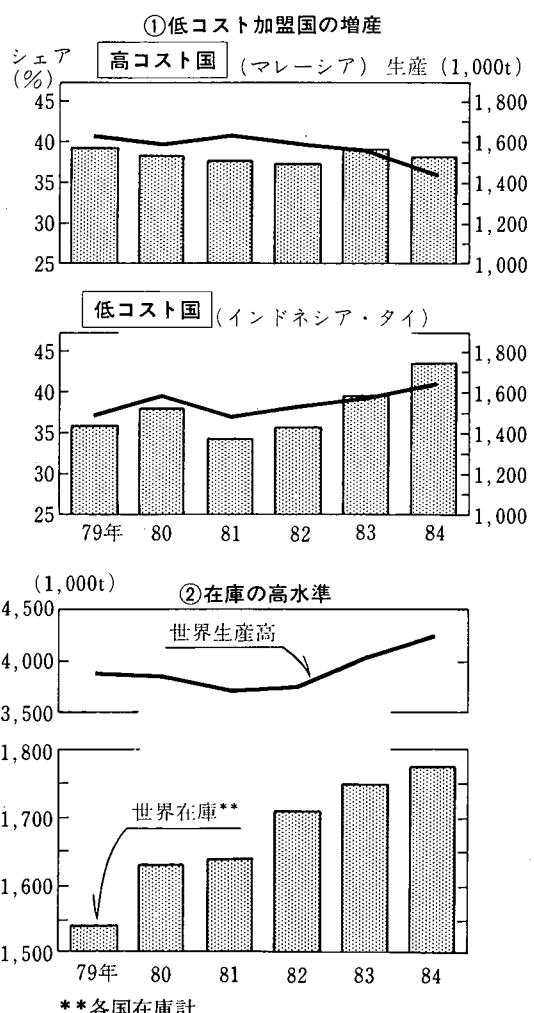
〔第4図〕

## 錫協定の問題点



〔第5図〕

## 天然ゴム協定の問題点



市場への介入が買い一方で片寄ったかたちで長期化し、緩衝在庫が恒常に上限に近い高水準となってしまったことである。すなわち、82年以降錫の需給地合いが軟調に推移し、本来は市況の軟化を通じて、非加盟国に対しても減産圧力として作用すべきところにもかかわらず、国際錫理事会が82年に設定した下限価格を維持したため、世界全体としての減産は進捗しなかった。このため緩衝在庫管理官は長期にわたり市場への買い介入継続を余儀なくされ、緩衝在庫水準は現在ほぼ上限にまで到達して、そのファイナンス資金繰りの逼迫を招來した(第4図②)。

#### (天然ゴム)

天然ゴムについても基本的には錫と同様の問題を抱えている。すなわち、国際天然ゴム協定の場合、主要生産国を包含し、加盟国の生産シェアは錫に比べて高いものの、①介入価格が市場実勢より高目に設定されていることは錫同様であり、これに加えて②輸出制限の規定を欠いているため低コスト加盟国(労働コストの安いインドネシア、タイ等)を中心に増産意欲が強く、世界生産、在庫とともに年々増加している状態が続いている(第5図)。こうした状況下、緩衝在庫管理官の市場操作は錫同様買い介入一辺倒となっており、通常緩衝在庫がほぼ上限一杯となったため(在庫水準は非公表ながら、現在37~38万トンと上限<40万トン>にあと2~3万トンを残すばかりとなっていると伝えられる)、加盟国はこのほど(85年11月)資金追加拠出による緊急在庫枠(15万トン)設定を余儀なくされた。ただ近い将来に天然ゴムの需給地合い改善は予想し難いだけに、こうした措置も時間つなぎ的性格を免れず、いずれはより抜本的な対策が必要となるものとみられる。

#### (コーヒー)

国際コーヒー協定の問題点は、前述の錫、天然ゴムとはやや異なっている。すなわち、コーヒー市況はここ数年に限ってみれば、比較的高値で安定的に推移しており、コーヒーが基本的には供給過剰の商品であることを考えると、生産国にとっては有利な状況にあるといえよう。しかし、同協定の場合、①価格安定メカニズムとして輸出割当制しか持たないため、天候不順等により市況が高騰しても、割当制の解除以外の対応策がなく、この結果価格が下方硬直性をもつこと、②輸出割当てが非加盟国向け輸出数量を対象としていないため、生産国は枠を上

回る生産部分を非加盟消費国に対する安値輸出でさばきがちであり、この結果、加盟消費国は相対的に割高なコーヒーの購入を余儀なくされること（最大加盟消費国の米国を中心に不満が強い）、また、③輸出枠をめぐり加盟生産国間でも利害対立が生じていること、等の問題点を抱えている。

### 3. 今後の展望

以上のように現行の国際商品協定は数多くの問題を抱えており、これらの点は最近の国際商品協定の改訂交渉においてもさしたる進展をみていない<sup>(注2)</sup>。こうした現状は、直接的には生産国と消費国との間、あるいは低コスト生産国と高コスト生産国といった生産国間における利害対立に根ざしたものであるが、同時に、価格協定の持つ本質的な矛盾を反映した面をもつことも否定できない。すなわち、一次產品の需要・需給といえどもやや長期的には価格に対してある程度弾力的なのであり、人為的に価格を高目に維持する場合には、供給が増加する一方、需要は代替物へのシフト等を通じて減少に向かうため、結局は価格維持機能の破綻につながりやすい。先にみた錫、天然ゴム協定の行き詰まりも、現行協定における基準価格が実際価格に比べ高目に設定され、それが長期にわたり維持されたため、非加盟国や低コスト国の中産および消費の伸び悩みを招來し、その結果協定の存続自体が危機にひんするに至ったものであり、こうした矛盾が露呈した典型

（注2）最近の国際商品協定の改訂交渉状況をみると、現在、経済条項を持たない協定が新たに価格安定機能を組入れる動きは今のところほとんどみられず、また現在経済条項を停止している国際ココア協定についても新協定の審議は難航している。

#### 主な改訂交渉状況

	問 領 点	改訂交渉の進捗状況
錫	買支え長期化のため資金繰り悪化、買支え停止表明（10月24日）、在庫高水準。	下限価格での買支え放棄（85年3月）。緊急理事会等により対策を検討しているが、追加抛出、未払債権の保証等の問題で難航。
天然ゴム	価格低迷・在庫高水準（推定38万t）。	協定の2年延長（6月12日）、価格帯引下げ（8月15日）。緊急在庫分の資金拠出につき合意（11月6日）。
コーヒー	輸出割当枠見直し、価格高騰時の処置、ヤミ輸出等に対する罰則欠如。	9月末総会で、非加盟国向け値引販売問題等は11月の臨時総会で再度協議することを決定。米国の不満が強い。
ココア	資金不足…83年以降市場介入停止。最大生産国・消費国の非加盟。	価格帯引下げ、拠出金引上げ、輸出割当制導入につき検討、協定の1年延長（85年7月）。
砂糖	経済条項欠如。	E Cの輸出枠をめぐり交渉決裂（84年12月）。
小麦	“	経済条項組入れ失敗（10月24日）。

---

的な事例と考へることができよう。

このように、価格維持と需給の拡大均衡とは両立の困難な命題ともいえるが、一次產品市況の乱高下を防止との目的が生産国、消費国双方にとって望ましいことは言をまたない。こうした観点から現行商品協定を改善する方向を考えると、その基本は短期的な市況変動に対する商品協定の価格安定機能を高めるとともに、中長期的な需給の均衡にも配慮した制度的枠組みを強化することに求められよう。そして、そのための具体策としては、①緩衝在庫制度の充実、②輸出数量調整機能の強化(例えば、国際コーヒー協定では、市況が上限価格を上回った場合、生産国の輸出割当量は1回につき100万袋<現在の輸出割当量の1.7%>追加されることとなっているが、市況変動防止の観点からは調整機能が不十分との見方が多い)を図るとともに、③中長期的には、協定が目標とする価格帯や市場介入にあたっての基準価格を、在庫の状態あるいは需給ポジション等に応じて弾力的に見直す仕組みを設定ないしより強化することが必要と思われる(例えば、国際天然ゴム協定の場合、緩衝在庫が35万トンを上回ると、基準価格を3%引下げることとなっているが、長期的な需給バランスを回復するためにはより大幅な引下げが必要であるとみられている。また国際錫協定における基準価格は在庫状態や需給ポジションを反映するシステムとなっていない)。

もとより上記③については、中長期的には市場メカニズムを通じて生産、消費構造の調整を促すということにほかならず、とくに生産国側の抵抗が予想される。しかし、国際商品協定によって長期的に一次產品価格を市場需給から遮断された水準に固定することが不可能である以上、結局は生産国側にとっても、長い目でみれば、市場で形成される価格というシグナルを尊重することこそ経済構造の調整を円滑に進めていく途にほかならない。そしてそのことが短期の対策と相まって本来商品協定が目的とする価格の安定に資するものと思われる。

一次產品にとって価格の短期かつ大幅な変動が「宿命」ともいえるものであり、また、そうした価格変動が生産国、消費国にとって大きなマイナスとなることを考えれば、今後より積極的かつ建設的な交渉によって実効ある協定が締結されることが期待される。